

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について上記の報告をする。

平成27年5月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日、杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

杉並区条例第24号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）を次のように改正する。

附則第1条第2号中「第40条の改正規定並びに附則第3条」を「第40条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第3条第1項」に改め、同条第3号中「附則第5条」を「第40条第1項第1号の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）、同号イ及び同項第3号の改正規定並びに同条例附則第5条」に、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第40条」を「第40条第1項各号列記以外の部分及び第2号ア（二輪のもの（側車付のものを含む。）及び専ら雪上を走行するものに係る部分を除く。）並びに第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第40条第1項第1号、第2号ア（二輪のもの（側車付のものを含む。）及び専ら雪上を走行するものに係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第5条（第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条に係る部分を除く。）の規定</u> 平成27年4月1日</p> <p>(3) <u>第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項第1号の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）</u>、同号イ及び同項第3号の改正規定並びに同条例附則第5条及び第6条の改正規定並びに附</p>	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1条中杉並区特別区税条例第40条の改正規定並びに附則第3条</u> <u>及び第5条（第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条に係る部分を除く。）の規定</u> 平成27年4月1日</p> <p>(3) <u>第1条中杉並区特別区税条例附則第5条</u> <u>及び第6条の改正規定並びに附</u></p>

則第3条第2項、第4条及び第5条

(新条例附則第6条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(4) 略

第3条 新条例第40条第1項各号列記

以外の部分及び第2号ア（二輪のもの

（側車付のものを含む。）及び専ら雪

上を走行するものに係る部分を除

く。）並びに第2項の規定は、平成2

7年度以後の年度分の軽自動車税につ

いて適用し、平成26年度分までの軽

自動車税については、なお従前の例に

よる。

2 新条例第40条第1項第1号、第2

号ア（二輪のもの（側車付のものを含

む。）及び専ら雪上を走行するものに

係る部分に限る。）及びイ並びに第3

号の規定は、平成28年度以後の年度

分の軽自動車税について適用し、平成

27年度分までの軽自動車税について

は、なお従前の例による。

則第4条 _____ 及び第5条

(新条例附則第6条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(4) 略

第3条 新条例第40条

_____ の規定は、平成2

7年度以後の年度分の軽自動車税につ

いて適用し、平成26年度分までの軽

自動車税については、なお従前の例に

よる。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の改正点

税目	改正内容	適用関係																						
軽自動車税	<p>二輪車等に係る軽自動車税の税率の引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から 1 年間延期し、平成 28 年 4 月 1 日とする。</p>	引上げ後の税率は、平成 28 年度分から適用																						
	(1) 原動機付自転車																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度の税率</th> <th rowspan="2">平成 28 年度の税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc 以下</td> <td>2,000 円</td> <td><u>1,000 円</u></td> <td><u>2,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>50cc 超 90cc 以下</td> <td>2,000 円</td> <td><u>1,200 円</u></td> <td><u>2,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>90cc 超</td> <td>2,400 円</td> <td><u>1,600 円</u></td> <td><u>2,400 円</u></td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもの</td> <td>3,700 円</td> <td><u>2,500 円</u></td> <td><u>3,700 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成 27 年度の税率		平成 28 年度の税率	改正前	改正後	50cc 以下	2,000 円	<u>1,000 円</u>	<u>2,000 円</u>	50cc 超 90cc 以下	2,000 円	<u>1,200 円</u>	<u>2,000 円</u>	90cc 超	2,400 円	<u>1,600 円</u>	<u>2,400 円</u>	三輪以上のもの	3,700 円	<u>2,500 円</u>	<u>3,700 円</u>
	車種区分			平成 27 年度の税率			平成 28 年度の税率																	
			改正前	改正後																				
	50cc 以下		2,000 円	<u>1,000 円</u>	<u>2,000 円</u>																			
	50cc 超 90cc 以下		2,000 円	<u>1,200 円</u>	<u>2,000 円</u>																			
	90cc 超		2,400 円	<u>1,600 円</u>	<u>2,400 円</u>																			
	三輪以上のもの		3,700 円	<u>2,500 円</u>	<u>3,700 円</u>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度の税率</th> <th rowspan="2">平成 28 年度の税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪のもの</td> <td>3,600 円</td> <td><u>2,400 円</u></td> <td><u>3,600 円</u></td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>3,600 円</td> <td><u>2,400 円</u></td> <td><u>3,600 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> <td><u>1,600 円</u></td> <td><u>2,400 円</u></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> <td><u>4,700 円</u></td> <td><u>5,900 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成 27 年度の税率		平成 28 年度の税率	改正前	改正後	二輪のもの	3,600 円	<u>2,400 円</u>	<u>3,600 円</u>	専ら雪上を走行するもの	3,600 円	<u>2,400 円</u>	<u>3,600 円</u>	小型特殊	農耕作業用のもの	2,400 円	<u>1,600 円</u>	<u>2,400 円</u>	その他のもの	5,900 円	<u>4,700 円</u>
車種区分	平成 27 年度の税率			平成 28 年度の税率																				
	改正前	改正後																						
二輪のもの	3,600 円	<u>2,400 円</u>	<u>3,600 円</u>																					
専ら雪上を走行するもの	3,600 円	<u>2,400 円</u>	<u>3,600 円</u>																					
小型特殊	農耕作業用のもの	2,400 円	<u>1,600 円</u>	<u>2,400 円</u>																				
	その他のもの	5,900 円	<u>4,700 円</u>	<u>5,900 円</u>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度の税率</th> <th rowspan="2">平成 28 年度の税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000 円</td> <td><u>4,000 円</u></td> <td><u>6,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成 27 年度の税率		平成 28 年度の税率	改正前	改正後	二輪の小型自動車	6,000 円	<u>4,000 円</u>	<u>6,000 円</u>														
車種区分		平成 27 年度の税率			平成 28 年度の税率																			
	改正前	改正後																						
二輪の小型自動車	6,000 円	<u>4,000 円</u>	<u>6,000 円</u>																					
(2) 軽自動車及び小型特殊自動車																								
(3) 二輪の小型自動車																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度の税率</th> <th rowspan="2">平成 28 年度の税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000 円</td> <td><u>4,000 円</u></td> <td><u>6,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成 27 年度の税率		平成 28 年度の税率	改正前	改正後	二輪の小型自動車	6,000 円	<u>4,000 円</u>	<u>6,000 円</u>														
車種区分		平成 27 年度の税率			平成 28 年度の税率																			
	改正前	改正後																						
二輪の小型自動車	6,000 円	<u>4,000 円</u>	<u>6,000 円</u>																					
(平成 26 年改正条例附則第 1 条及び第 3 条)																								